

和泉市移動系防災行政無線設置等業務委託に係る

公募型指名競争入札実施要領

1. 指名競争入札に付する事項

- (1) 事業名
和泉市移動系防災行政無線設置等業務委託
- (2) 事業概要
「和泉市移動系防災行政無線設置等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務を行うものとする。
- (3) 履行場所
和泉市が指定する場所
- (4) 履行期間
契約締結日～令和9年3月19日
- (5) 入札予定価格
35,856,700 円（税抜 32,597,000 円）
※本業務履行で必要となる全ての諸経費を含めた額とし、支払いは完了払いとする。
- (6) 仕様書等関係図書配布
配布方法：和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード
<配布資料>
仕様書、契約書案、入札参加申請書、実績報告書、質疑用紙、入札書、辞退届、入札立会人委任状、郵便入札について、郵便入札注意事項及びチェックシート、指定封筒作成案内等
<和泉市公式ホームページ>
<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/bizisan/nyusatsu/index.html>
配布期間：入札公表から令和8年8月3日（月）

2. 入札参加資格に関する事項

入札参加表明時において次の（１）（２）いずれかの条件を満たし、（３）～（１１）の全てに該当すること。

- (1) 和泉市における令和8・9年度の入札参加資格を有していること。
- (2) (1)における入札参加資格を有していない場合は、公募型指名競争入札参加申請書を提出する際に以下の書類（各種証明書は発行日より3か月以内）を提出すること。
 - ① 印鑑登録証明書 ※写し
 - ② 商業登記簿謄本（登記事項証明書） ※写し
 - ③ 決算報告書一式 ※写し 直近1年分
 - ④ 国税の納税証明書 「その3の3」 ※写し
 - ⑤ 直近2年間の市税の納税証明書 ※市外業者の場合は不要
 - ⑥ 委任状（受任者をたてる場合）
 - ⑦ 使用印鑑届
 - ⑧ 暴力団排除に関する誓約書
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始していないこと。
- (5) 国税及び市税（和泉市内に本店・支店・営業所を存する場合）の未納がないこと。
- (6) 参加者、参加者の役員又は従業員が過去10年間に於いて暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- (7) 大阪府内に本店又は支店等を有していること。

- (8) 本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 大阪府における法令違反を理由とした参加停止措置を受けていないこと。
- (10) 令和3年度から令和7年度の間に地方公共団体における無線機もしくは公共安全モバイルシステムを用いた機器等の契約履行実績があること。また、総務省が指定する公共安全モバイルシステムに対応したサービスの提供事業者または再販業者であること。
※別紙「実績報告書」を提出すること。
- (11) 別紙「仕様書」に基づく業務が確実に遂行できること。

3. 入札参加申請の提出期間及び場所

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 提出期間：令和8年7月27日(月)～8月3日(月) 16時まで
- ② 提出先：和泉市危機管理部危機管理課（土日を除く平日9時00分～17時00分）
〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所 本館3階
- ③ 提出書類：・公募型指名競争入札参加申請書（指定様式）
・実績報告書（指定様式）
・担当者名刺
及び、2（2）に該当する者は、（2）①～⑧
- ④ 提出方法：直接持参または郵送（簡易書留）とする。
※郵送（簡易書留）の場合は提出期間内必着（着払不可）とする。

4. 指名通知の通知日時及び方法

公募型指名競争入札参加申請書を提出した者には、公募型指名競争入札指名通知書を次に掲げる方法で通知する。なお、指名しなかった参加者に対してはその旨等を通知する。

- ① 通知日時：令和8年8月5日(水) 17時まで
- ② 通知方法：公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。
※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

5. 質疑書の提出期間及び方法

上記4. で指名を受けた者は質疑有無に関わらず、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 提出期限：令和8年8月18日(火) 12時まで
- ② 提出書類：質疑用紙
- ③ 提出方法：電子メール（kikikanri@city.osaka-izumi.lg.jp）で提出する。
※質疑書提出後、市より受信確認メールを返信するため確認すること。

6. 質疑書回答の日時及び方法

質疑書回答を次に掲げる方法で通知する。

- ① 通知日時：令和8年8月21日(金) 17時まで
- ② 通知方法：公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールで通知する。
※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

7. 入札方法

- (1) 本入札は郵便入札にて執り行う。
- (2) 入札参加者は、和泉市建築工事等における郵便入札実施要綱、和泉市建築工事等における郵便入札参加者心得を熟読の上、要綱等に記載の方法で配達指定日に入札書等が到達するよう郵送すること。
- (3) 入札書の記入
消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書は必要な諸経費の一切を含め

た金額（消費税及び地方消費税相当額を除く）を記入すること。

(4) 落札者の決定

入札比較価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。入札比較価格の範囲内で同価格の入札があった場合は、抽選により落札者を決定する。この場合当該入札者は、抽選を辞退することはできない。

(5) 入札（開札）回数は1回とする。

8. 郵送書類及び郵送方法

(1) 郵送書類

入札書（市ホームページからダウンロード）

(2) 郵送方法

所定の事項を全て記入・押印し、入札書等郵送用指定封筒（当該案件用の封筒を市ホームページからダウンロードし作成）に入札書を同封の上、次の①～③のいずれかの方法で郵送すること。

①一般書留の配達日指定郵便

②簡易書留の配達日指定郵便

③一般書留の配達時間指定郵便（午前8時～正午）

※ 郵送料は入札参加者の負担となります。

※ 指定した方法以外（入札書等を入札担当課へ持参、郵便ポストへの投函、普通郵便、ファックス、電子メール等）でした入札は無効となります。

9. 配達指定日

令和8年8月26日（水）

「8. 郵送書類及び郵便入札」の要件を満たさない入札、配達指定日以外に到着した入札は無効とする。

10. 入札の日時及び場所

(1) 日時：令和8年8月27日（木） 11時00分

(2) 場所：和泉市役所 別館3階 3-4会議室（入札室）

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

11. 契約書作成の要否

要 ※別紙「契約書案」及び「仕様書」参照

12. 入札保証金に関する事項

要（ただし、和泉市財務規則第90条第3号に該当する場合は免除とする）

13. その他入札について必要な事項

(1) 契約保証金

和泉市財務規則による。

(2) 契約の締結

入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって契約金額とし（ただし、端数は円未満切り捨て）、落札者は、落札決定日から7日以内に契約締結をしなければならない。正当な理由なく契約締結をしない場合は、契約締結の意思なきものとみなし、落札者としての権利を失うものとし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、財務規則第95条の2第2項の規定により、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 支払方法

完了払い

(受注者から業務委託完了報告書等の提出を受け、発注者による検査に合格後、受注者の適正な請求に基づき支払う)

(5) 適用法令

地方自治法、地方自治法施行令、和泉市財務規則

(6) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格のない者のした入札
- ② 仕様書等の配付を受けていない者のした入札
- ③ 一枚の指定封筒に、複数の入札案件の入札書等を同封した入札
- ④ 同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札
- ⑤ 入札書等の記載が不明瞭なもの及び記名押印を欠く入札
- ⑥ 入札書記載の金額を訂正した入札
- ⑦ 「8. 郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札
- ⑧ 配達指定日以外の日に到達した入札（入札を延期した場合を除く。）
- ⑨ 指定封筒に件名、差出人名等が記載されていないもの、件名が確認できないもの又は指定封筒に登録印で封かん（割印）のないもの
- ⑩ 指定封筒記載の件名、差出人名と同封された入札書の件名、商号又は名称が相違するもの
- ⑪ 積算内訳書の提出を求められた入札で、積算内訳書の提出がないもの
- ⑫ 積算内訳書の提出を求められた入札で、積算内訳書の合計額と入札書のコピー金額が同一のコピー金額でないもの
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反してなされたもの

(7) 入札の失格

次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- ① 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- ② 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- ③ 入札執行者及び職員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
- ④ 事前公表された予定価格を上回る価格の入札
- ⑤ 事前公表された最低制限価格を下回る価格の入札
- ⑥ その他入札執行者において失格と認めた入札

(8) 異議の申立て

入札参加者は、入札後、仕様書、現場等についての不明または錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。また、郵便事情等により入札書等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

<問合先・提出先>

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市危機管理部危機管理課 日高
TEL:0725(99)8104
FAX:0725(41)1944
受付期間:平日9時00分～17時00分
メール:kikikanri@city.osaka-izumi.lg.jp